

## 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（令和6年度補正予算分） の協議について（作業要領）【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業】

### 1 本事業の対象事業者

兵庫県が指定している以下の障害福祉サービス事業者等。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

#### （1）介護テクノロジーのパッケージ型による導入

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者とする。

#### （2）見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者とする。

### 3 補助対象とする機器

介護ロボット等やICTを複数組み合わせる導入する障害者支援施設サービス事業者等に対して、介護テクノロジーのパッケージ型の導入支援を行う。

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の申請にあたっては、介護ロボット等とICTを複数組み合わせることで、介護ロボット等やICTを単独で導入するよりも効果が見込まれるような関連性のある機器が対象となります。

介護ロボット等やICTの導入における要件や補助対象等については、

別紙①「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（令和6年度補正予算分）の協議について（作業要領）【介護ロボット等導入支援事業】」

別紙②「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（令和6年度補正予算分）の協議について（作業要領）【ICTの導入支援事業】」

の内容を準用する。ただし、パッケージ型の導入支援を行う場合は、①別紙に規定する介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。

#### （1）介護テクノロジーのパッケージ型による導入

別紙①及び別紙②の2ア～ウに定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる導入する場合に必要な経費を補助する。

※ICTについては、別紙②の2エ通信環境機器等及びオ保守経費等は補助対象外とする。

#### （2）見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者が見守り機器を導入し、その機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

（通信環境整備に係る対象経費）

- ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のため

めに必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)

- ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。)
- ・見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費 (見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア (既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

※見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

#### 4 補助上限額

全ての機器の合計額 750 万円 (基準額 1,000 万円)

※補助率：国 1/2 県 1/4 事業者 1/4 自己負担が生じます